

平成 24 年 4 月 4 日
国土交通省自動車局

呼気吹込み式アルコール・インターロック装置の技術指針を策定しました。

飲酒運転による事故は減少傾向にあるものの、平成 23 年度においては約 5,000 件の飲酒事故が発生し、約 270 件の飲酒による死亡事故が発生しているなど依然として深刻な状況です。

国土交通省においては、飲酒運転による交通事故件数を削減する観点から、飲酒運転を防止する装置（アルコール・インターロック装置）の実用化に向けた取り組みを進めており、平成 21 年度に設置した「新たな飲酒運転防止装置に関する調査検討会」においてアルコール・インターロック装置の早期実用化に向けた検討を行い、新技術の研究動向調査や諸外国の動向等を踏まえ、平成 22 年度に「呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術指針（案）」がとりまとめられました。今般、パブリックコメントの意見等を踏まえ、別紙のとおり「呼気吹込み式アルコール・インターロック装置の技術指針」を策定しましたのでお知らせします。

なお、今後の新技術の開発動向や諸外国の動向を踏まえ、適宜この技術要件の見直しを行うこととしています。

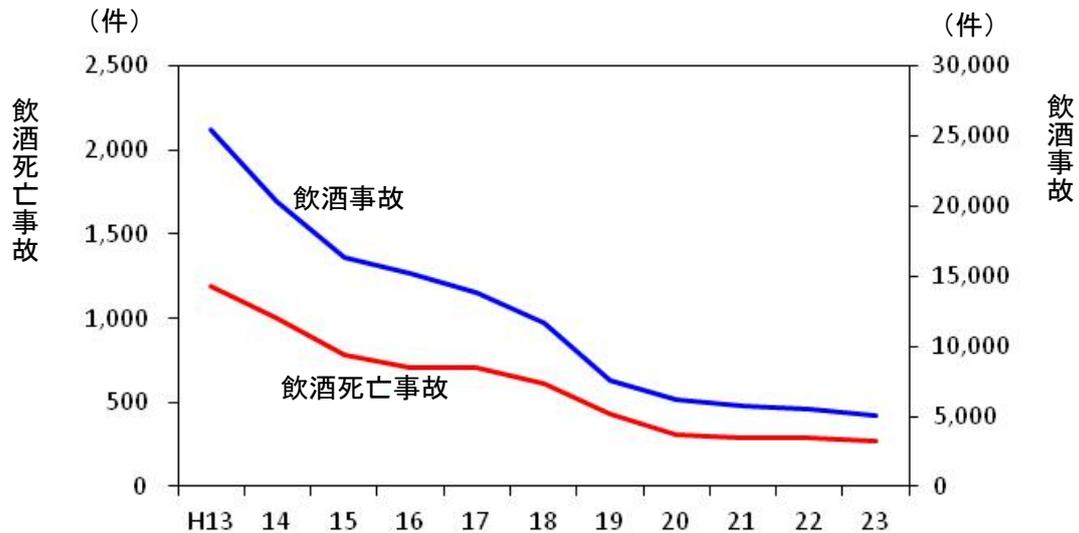
※「呼気吹込み式アルコール・インターロック装置」とは、エンジン始動時、ドライバーの呼気中のアルコール濃度を計測し、規定値を超える場合には始動できないようにする装置です。

問い合わせ先

自動車局技術政策課：永井、赤井
電話 03-5253-8111（内線 42254）

(参考)

飲酒運転に対する罰則強化等により、飲酒運転による事故は近年減少しています(下図参照)。しかしながら、平成23年度においては約5,000件の飲酒事故が発生し、約270件の飲酒による死亡事故が発生しているなど依然として深刻な状況となっており、飲酒運転撲滅に向けた取り組みが求められています。



飲酒事故発生件数の推移

(出典：警察庁 統計資料)

飲酒運転を防止する装置(アルコール・インターロック装置)に関する新技術の開発が進められており、早期実用化が求められています。なかでも、呼気吹込み式アルコール・インターロック装置については、既に実用化されており、事業用車両を中心に普及が進んでいます。一方、欧米においては、アルコール・インターロック装置の技術基準が策定され、飲酒運転違反者の免許停止処分の代替措置としてアルコール・インターロック装置の装着義務化などの対策が行われています。このような状況の中、国土交通省においては、新技術の開発動向や諸外国の動向等を踏まえて「呼気吹込み式アルコール・インターロック装置の技術指針」を策定しました。



呼気吹込み式アルコール・
インターロック装置